

不妊治療費助成事業について(お知らせ)

対象者	次の要件にいずれも該当される夫婦です。(事実婚関係にある夫婦を含みます。) ① 申請日において入善町に住所を有し、居住している夫婦。(夫が就業その他の理由により同一世帯にない場合は、妻が町内に住所を有する場合に限る。) ② 医療保険各法に基づく被保険者又は、組合員もしくは、被扶養者であること。 ③ 町税の滞納がないこと。
助成対象	不妊治療にかかった自己負担額 ・ 治療終了時に入善町に住所と住民票を置いていた人の治療費に限ります。 ・ 富山県の助成金や高額療養費、付加給付金の支給を受けた場合、その金額を差し引いた額となります。該当する場合は、その支給を受けたのちに申請を行ってください。 ・ 保険適用の有無に関係なく、検査や治療にかかった費用が助成対象です。 ・ 文書料や入院時の食事療養標準負担額、個室料、病衣の等のその他不妊治療に直接関係のない費用は、助成対象外です。
助成金額	自己負担額の9割助成
申請に必要な書類 ①～⑤…必須 ⑥～⑩…該当する場合	① 入善町不妊治療費助成申請書(様式第1号)又は、男性不妊治療費助成申請書(様式第6号) ② 入善町一般不妊治療費助成事業受診証明書・入善町特定不妊治療費助成事業受診証明書(様式第2号)又は、男性不妊治療費助成事業受診証明書(様式第7号) ③ 領収書(院外処方箋の領収書含む)及び診療明細書 ④ 保険証の写し ⑤ 振込口座の確認のための通帳の写し(夫婦いずれか) ⑥ 認印 ⑦ 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し ⑧ 加入保険者が発行する「医療費のお知らせ」等(診療を受けた月の医療費、高額医療費、付加給付金などの有無が確認できる書類) ⑨ (支給された場合)富山県特定不妊治療費助成額の確認できる書類 ⑩ (事実婚関係にある夫婦、または、同一世帯にない夫婦のみ)夫婦それぞれの戸籍謄本 ⑪ (事実婚関係にある夫婦のみ)事実婚関係にある申立書
申請期限	治療が終了した日から1年以内
申請窓口	入善町元気わくわく健康課 保健センター 入善町上野2793-1(健康交流プラザサンウェル内) TEL72-0343
助成金の支払方法	助成額の決定後に夫婦いずれか一方の名義の指定口座に振り込みます。
申請に向けて	事前に保険適用限度額認定申請書を各保険者に提出し、認定証の発行を受けてください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「保険証」を併せて医療機関に提出してください。治療終了後は、必要書類が届き次第、速やかに申請をお願いします。

